

十二、[第4条第1項第14号](#)（種苗法で登録された品種の名称）

[種苗法（平成10年法律第83号）第18条第1項](#)の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であつて、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの

1. [種苗法第18条第1項](#)の規定により品種登録を受けた品種の名称については、その登録期間が経過した後は、[商標法第3条第1項第1号又は同項第3号](#)の規定に該当するものとする。

2. 種苗法（平成10年法律第83号）施行（平成10年12月24日）の際、改正前の同法第12条の4第1項の規定により品種登録を受けていた品種の名称についても上記1.と同様に取り扱うものとする。

（注）以下をクリックすると、商標審査便覧又は審判決要約集をご覧になれます。

○[商標審査便覧](#)

[47.101.04](#) 商標が地域の名称及び商品（役務）の名称等の文字のみからなること

○[審判決要約集（第4条第1項第14号）](#)